



茨城県報

第 1 1 6 2 号

平成12年 5 月25日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

● 使用料の徴収事務の委託 (常磐新線つくば整備課)	2
● 指定居宅サービス事業者の指定 (高齢福祉課)	2
● 土地改良区役員の就任 (農村計画課)	2
● 定款変更の認可 (3 件) (農村計画課)	3
● 茨城県建設業者ほう賞規程の一部改正 (検査指導課)	3
● 使用料の徴収事務の委託 (2 件) (港湾課)	3
● 土地区画整理組合の定款の変更の認可 (2 件) (都市整備課)	4
● 土地改良区役員の就退任 (2 件) (土地改良事務所)	5
● 土地改良区役員の就任 (土地改良事務所)	7
● 土地改良区役員の退任 (2 件) (土地改良事務所)	8
● 土地改良事業の適当決定 (5 件) (土地改良事務所)	8

(選挙管理委員会)

● 政治団体の設立届出	10
● 政治団体の届出事項の異動届出	10
● 政治団体の解散届出	11
● 資金管理団体の指定届出	12
● 資金管理団体の指定の取消しの届出	12
● 個人演説等を開催する施設の指定	12

(人 事 委 員 会)

● 労働基準法別表第 1 に規定する適用事業の号別区分の一部改正	12
--	----

(大規模小売店舗審議会)

● 第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示 (3 件)	13
---------------------------------------	----

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (生活文化課)	15
● 平成12年度砂利採取業務主任者試験 (工業技術課)	15
● 基幹道路の整備事業の一部完了 (道路建設課)	20

正 誤

● 平成12年 5 月11日付け茨城県報第1158号中	20
-----------------------------------	----

告 示

茨城県告示第664号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、次のとおりつくば国際会議場に係る利用料の徴収事務を委託した。

平成12年 5 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 受 託 者 財団法人茨城県科学技術振興財団
- 2 委託に係る利用料 つくば国際会議場の設置及び管理に関する条例（平成11年茨城県条例第 5 号）第 8 条に基づく利用料
- 3 委 託 期 間 平成12年 4 月 1 日から平成13年 3 月31日まで

茨城県告示第665号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成12年 5 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

指 定 年 月 日	訪 問 看 護 事 業 者 の 名 称 及 び 主 た る 事 務 所 の 所 在 地	訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン の 名 称 及 び 所 在 地
平成12年 5 月15日	株式会社 やさしい手水戸 水戸市河和田二丁目1733番地の 2	訪問看護ナースコール 常陸太田市木崎一町1994

茨城県告示第666号

下妻市大字北大宝219番地の 2 に事務所を置く霞ヶ浦用水土地改良区から次のとおり役員が就任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成12年 5 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

就 任

住 所	職 名	氏 名
土浦市桜ヶ丘町47番 1 号	理 事	助 川 弘 之
笠間市稲田2281番地の 1	〃	磯 良 史
西茨城郡友部町大字平町189番地	〃	川 上 好 孝
結城郡八千代町大字瀬戸井480番地	〃	大久保 司
〃 石下町大字新石下199番地の 1	〃	飯 塚 富 雄
猿島郡猿島町大字沓掛1542番地 1	〃	木 村 好
取手市本郷 1 丁目 9 番20号	〃	中 島 正 隆

茨城県告示第667号

平成12年 4 月 3 日付けで、有ケ池江下土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により平成12年 5 月17日認可した。

平成12年 5 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第668号

平成12年 4 月12日付けで、武井志崎土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により平成12年 5 月17日認可した。

平成12年 5 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第669号

平成12年 4 月14日付けで、守谷町大野土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により平成12年 5 月17日認可した。

平成12年 5 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第670号

茨城県建設業者ほう賞規程（昭和33年茨城県告示第307号）の一部を次のように改正する。

平成12年 5 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

第 6 条 第 4 項 第 1 号 中「並びに首席検査監」を「，首席検査監（会長が別に指定する者に限る。）並びに技術調査監」に改める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

茨城県告示第671号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成12年 5 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 受託者

鹿島埠頭株式会社

2 受託に係る使用料

茨城県港湾施設管理条例（昭和34年茨城県条例第 3 号）第13条に規定する鹿島港魚釣園に係る使用料

3 委託期間

平成12年 4 月 1 日から平成13年 3 月31日

茨城県告示第672号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成12年 5 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 受託者

大洗埠頭開発株式会社

2 受託に係る使用料

茨城県港湾施設管理条例（昭和34年茨城県条例第 3 号）第13条に規定する大洗港魚釣園に係る使用料

3 委託期間

平成12年 4 月 1 日から平成13年 3 月31日

茨城県告示第673号

取手市下沼土地地区画整理組合の定款の変更については、土地地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定に基づき、次のとおり認可したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成12年 5 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 定款を変更する組合

組 合 の 名 称 取手市下沼土地地区画整理組合

事 業 施 行 期 間 自 平成 8 年10月14日

至 平成14年 3 月31日

施 行 地 区 取手市大字井野字下沼の一部

事 務 所 の 所 在 地 取手市青柳356番地

設立認可の年月日 平成 8 年10月14日

2 変更認可の年月日 平成12年 5 月25日

茨城県告示第674号

取手市西浦東土地地区画整理組合の定款の変更については、土地地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定に基づき、次のとおり認可したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成12年 5 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 定款を変更する組合

組 合 の 名 称 取手市西浦東土地地区画整理組合

事 業 施 行 期 間 自 平成 9 年 3 月21日

至 平成15年 3 月31日

施 行 地 区 取手市本郷三丁目、四丁目の各一部

事 務 所 の 所 在 地 北相馬郡藤代町大字毛有111番地

設立認可の年月日 平成 9 年 3 月21日

2 変更認可の年月日 平成12年 5 月25日

茨城県告示第675号

行方郡潮来町大字延方4187番地に事務所を置く潮来出島土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成12年 5 月25日

茨城県鉾田土地改良事務所長 堀 田 政 義

1 退 任

住 所	職 名	氏 名
行方郡潮来町大字潮来454番地	理 事	橋 本 義 衛
〃 延方甲1849番地	〃	志 村 太之助
〃 潮来224番地	〃	堀 江 喜 好
〃 潮来593番地	〃	石 内 隆
〃 大洲599番地	〃	前 山 隆 嗣
〃 延方丙1848番地	〃	松 本 久 衛
〃 潮来747番地	〃	橋 本 賢 司
〃 潮来776番地 6	〃	植 田 光 雄
〃 潮来878番地	〃	大 塚 敬次郎
〃 潮来1266番地	〃	松 崎 秋 次
〃 潮来4927番地 4	〃	根 本 宜久司
〃 潮来3903番地 1	〃	兼 原 昭 一
〃 大洲447番地	〃	村 田 廣
〃 延方甲388番地	〃	萩 原 善 男
〃 延方甲496番地	〃	人 見 晃 市
〃 延方乙2138番地	〃	吉 川 保 夫
〃 延方乙1344番地	〃	荒 原 欣 三
〃 延方甲2610番地 2	〃	君和田 一 男
〃 延方乙554番地 2	〃	小屋野 茂
〃 延方乙142番地	〃	笹 本 育 男
〃 延方丙1385番地 1	〃	平 塚 義 衛
〃 延方丙363番地	〃	荒 原 敏 夫
〃 延方丙1685番地 2	〃	塙 藤 男
〃 辻106番地 1	〃	大 川 喜代治
〃 潮来91番地 5	〃	坂 本 徳 次
〃 辻567番地	監 事	鬼 澤 宣 男
〃 潮来877番地	〃	磯 山 鑑 郎
〃 延方丙1814番地	〃	鈴 木 傳四郎

2 就 任

住 所	職 名	氏 名
行方郡潮来町大字潮来454番地	理 事	橋 本 義 衛
〃 延方甲1849番地	〃	志 村 太之助

住 所	職 名	氏 名
行方郡潮来町大字潮来224番地	理 事	堀 江 喜 好
〃 大洲599番地	〃	前 山 隆 嗣
〃 延方乙2138番地	〃	吉 川 保 夫
〃 延方丙1685番地 2	〃	塙 藤 男
〃 潮来614番地	〃	磯 山 東
〃 潮来747番地	〃	橋 本 賢 司
〃 潮来776番地 6	〃	植 田 光 雄
〃 潮来871番地	〃	大 塚 恒 夫
〃 潮来910番地	〃	飯 田 文 夫
〃 潮来3823番地	〃	穴 倉 榮 一
〃 潮来3903番地 1	〃	兼 原 昭 一
〃 大洲509番地 6	〃	荒 原 一 男
〃 延方甲331番地	〃	小 倉 正 司
〃 延方甲471番地	〃	高 田 秀 男
〃 延方乙1995番地	〃	石 井 忠 作
〃 延方甲1658番地	〃	松 崎 清
〃 延方乙288番地	〃	方波見 文 徳
〃 延方乙679番地	〃	諸 星 彦 衛
〃 延方丙1385番地 1	〃	平 塚 義 衛
〃 延方丙3205番地 1	〃	鬼 澤 國 一
〃 延方丙1870番地	〃	柏 崎 富士雄
〃 辻571番地	〃	大 川 静
〃 潮来91番地 5	〃	坂 本 徳 次
〃 辻193番地	監 事	根 本 又 男
〃 潮来865番地	〃	草 野 蕃
〃 延方丙1814番地	〃	鈴 木 傳四郎

茨城県告示第676号

行方郡北浦町山田2564 - 10に事務所を置く武田土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成12年 5 月25日

茨城県銚田土地改良事務所長 堀 田 政 義

1 退 任

住 所	職 名	氏 名
行方郡北浦町次木62番地 2	理 事	塙 孝 造
〃 成田942番地	〃	久 米 進
〃 成田479番地	〃	成 田 忠 雄
〃 内宿1352番地	〃	出久根 昭

住 所	職 名	氏 名
行方郡北浦町内宿979番地	理 事	清 水 浩 衛
" 内宿637番地	"	齋 藤 隆 男
" 内宿626番地	"	宮 内 幸 輝
" 両宿351番地イ	"	額 賀 忠 男
" 両宿91番地	"	内 田 泰 山
" 両宿47番地	"	鈴 木 春 雄
" 両宿90番地	"	井 川 光 輝
" 次木304番地 9	"	塙 昇
" 次木818番地	"	塙 浩
" 次木98番地 1	"	塙 四 郎
" 次木570番地	"	郡 司 信 隆
" 内宿910番地 1	監 事	武 内 昭
" 小貫332番地	"	塙 隆 明
" 成田951番地 1	"	出久根 國 宏

2 就 任

住 所	職 名	氏 名
行方郡北浦町内宿979番地	理 事	清 水 浩 衛
" 成田941番地	"	出久根 友 一
" 成田926番地	"	河 野 吉 男
" 成田641番地	"	成 田 幸 男
" 内宿25番地 1	"	清 水 繼 夫
" 内宿637番地	"	齋 藤 隆 男
" 内宿912番地 1	"	馬 場 敏 夫
" 両宿108番地 1	"	宮 内 忠
" 両宿375番地	"	額 賀 功 夫
" 両宿777番地 2	"	境 裕 孝
" 両宿128番地	"	内 田 敏 男
" 次木600番地	"	米 澤 正 壽
" 次木570番地	"	郡 司 信 隆
" 次木311番地	"	伊 藤 正 孝
" 次木99番地 1	"	塙 壽
" 成田946番地 2	監 事	井 川 伸 幸
" 内宿1036番地	"	菅 澤 豊 明
" 次木1134番地	"	長 峯 昌 治

茨城県告示第677号

岩井市大字法師戸321番地の2に事務所を置く七郷中川土地改良区から次のとおり役員が就任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成12年 5 月25日

茨城県境土地改良事務所長 小 嶋 宇 内

1 就 任

住 所	職 名	氏 名
岩井市大字矢作1693番地	理 事	富 山 豊
〃 蕤打611番地	〃	小 川 進

茨城県告示第678号

西茨城郡友部町中央三丁目 2 番 1 号に事務所を置く穴戸町土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成12年 5 月25日

茨城県水戸土地改良事務所長 木 澤 英 雄

退 任

住 所	職 名	氏 名
西茨城郡友部町大字大田町896番地	理 事	谷田部 康 徳

茨城県告示第679号

稲敷郡江戸崎町大字江戸崎甲2148番地の 2 に事務所を置く佐倉信太土地改良区から次のとおり役員が退任した旨土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成12年 5 月25日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 宇 都 義 治

退 任

住 所	職 名	氏 名
稲敷郡美浦村大字信太1317番地	理 事	野 口 幸 一

茨城県告示第680号

つくば市長 藤澤 順一から平成12年 3 月13日付けで認可申請のあった金村地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成12年 4 月21日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成12年 5 月25日

茨城県土浦土地改良事務所長 池 上 一 郎

1 縦覧に供する書類

金村地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成12年 5 月26日から

平成12年 6 月22日まで

3 縦覧の場所

つくば市役所

茨城県告示第681号

つくば市長 藤澤 順一から平成12年 3 月13日付けで認可申請のあった手代木地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成12年 4 月21日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成12年 5 月25日

茨城県土浦土地改良事務所長 池 上 一 郎

1 縦覧に供する書類

手代木地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成12年 5 月26日から

平成12年 6 月22日まで

3 縦覧の場所

つくば市役所

茨城県告示第682号

つくば市長 藤澤 順一から平成12年 3 月13日付けで認可申請のあった要地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成12年 4 月21日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成12年 5 月25日

茨城県土浦土地改良事務所長 池 上 一 郎

1 縦覧に供する書類

要地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成12年 5 月26日から

平成12年 6 月22日まで

3 縦覧の場所

つくば市役所

茨城県告示第683号

霞ヶ浦町長 郡司 豊廣から平成12年 3 月31日付けで認可申請のあった天神地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成12年 5 月 2 日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成12年 5 月25日

茨城県土浦土地改良事務所長 池 上 一 郎

1 縦覧に供する書類

天神地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成12年 5 月26日から

平成12年 6 月22日まで

3 縦覧の場所

霞ヶ浦町役場

茨城県告示第684号

牛久市から平成12年 4 月 4 日付けで協議のあった上池下地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成12年 4 月26日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成12年 5 月25日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 宇 都 義 治

1 縦覧に供する書類

上池下地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成12年 5 月29日から

平成12年 6 月23日まで

3 縦覧の場所

牛久市役所

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立届出が次のようにあったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成12年 5 月25日

茨城県選挙管理委員会委員長 二 井 矢 敏 朗

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
民主党茨城県第 6 区総支部	五十嵐 弘 子	大 塚 素 子	つくば市倉掛828-4	12. 4. 6
2001の風	五十嵐 弘 子	大 塚 素 子	つくば市倉掛828-4	12. 4. 6
新ふるさと創造研究会	森 田 悦 男	岡 本 光 子	猿島郡三和町仁連1082-2	12. 4.18
茨城県藤井基之薬剤師後援会	松 崎 弘	江 橋 嘉 平	水戸市緑町3丁目5番35号	12. 4.19
政治結社 彰考塾	小 堤 貴 志	田 山 敬 大	水戸市千波町2325	12. 4.21
政治結社 東心会	千 勝 光 則	小 泉 光 一	西茨城郡友部町字旭町字西原228-7 エトワールローマビル201	12. 4.27

茨城県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 7 条の規定による政治団体の届出事項の異動届出が次のようにあった

ので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成12年 5 月25日

茨城県選挙管理委員会委員長 二 井 矢 敏 朗

	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
新	水戸労農文化協会	前 馬 秀 夫		水戸市三の丸2-12-5	12. 4. 5
旧	前馬理智子後援会	前 馬 理智子		水戸市三の丸2-11-7	
新	自民党利根支部	今 井 利 和		北相馬郡利根町布川3470	12. 4. 6
旧		下 村 政 夫		北相馬郡利根町立崎210	
新	自由民主党茨城県支部 連合会千代田支部		豊 崎 肇		12. 4. 6
旧			市 川 淳		
新	高野進後援会	稲 葉 貞 幸			12. 4. 7
旧		高 野 進			
新	茨城県歯科技工士連盟	山 中 博			12. 4.10
旧		森 博			
新	高島時美後援会	高 島 時 明		東茨城郡桂村阿波山1110-2	12. 4.10
旧		沢 時 習		東茨城郡桂村阿波山1067-6	
新	茨城県電気工業業工業 組合政治連盟	宮 本 三 郎			12. 4.11
旧		長谷川 弘			
新	茨城県電気工業業工業 組合政治連盟		吉 田 修		12. 4.11
旧			宗 形 義 男		
新	郡司孝夫後援会			水戸市千波町1294-13 坂内譲方	12. 4.13
旧				水戸市栄町1-10-25 ヤマトビル4F-3	
新	政治結社 大日本東光 会	桑 名 桂		水戸市酒門791-1	12. 4.20
旧		荒 井 栄 治		水戸市泉町1-4-7 フジビル506	
新	大森藤和後援会	小 林 定 雄			12. 4.24
旧		森 田 保 正			
新	臼井平八郎後援会	臼 井 平八郎			12. 4.26
旧		碓 井 安 治			
新	自由民主党茨城県保育 推進連盟支部	新 井 利 平		下館市西石田396-1	12. 4.26
旧		細 田 峰 賢		鹿島郡神栖町深芝2503	
新	中山政治経済研究会		栗 崎 邦 夫		12. 4.28
旧			長谷川 洋		

茨城県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第 1 項の規定による政治団体の解散届出が次のようにあったので、同法第17条第 3 項の規定により告示する。

平成12年 5 月25日

茨城県選挙管理委員会委員長 二 井 矢 敏 朗

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
大竹祐助君を励ます会	坂 本 諄	細 田 知 義	稲敷郡東町幸田919	12. 4. 7
橋本まさみ後援会	岡 野 忠 雄	金 子 眞 弓	新治郡玉里村川中子1612	12. 4.25
政治結社 東心会	管 野 順 一	平 元 明	西茨城郡友部町字旭町字西原228-7 エトワールローマビル201	12. 4.27

茨城県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定届出が次のようにあったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成12年 5 月25日

茨城県選挙管理委員会委員長 二 井 矢 敏 朗

届出者氏名 (代表者氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
五十嵐 弘 子	衆議院議員	2001の風	つくば市倉掛828-4	12. 4. 6
森 田 悦 男	茨城県議会議員	新ふるさと創造研究会	猿島郡三和町仁連1082-2	12. 4.18
臼 井 平八郎	茨城県議会議員	臼井平八郎後援会	結城市結城11508-29	12. 4.26

茨城県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出が次のようにあったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成12年 5 月25日

茨城県選挙管理委員会委員長 二 井 矢 敏 朗

届出者氏名 (代表者氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
高 野 進	つくば市議会議員	高野進後援会	つくば市谷田部2962	12. 4. 7

茨城県選挙管理委員会告示第43号

選挙管理委員会が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として次の施設を指定した。

平成12年 5 月25日

茨城県選挙管理委員会委員長 二 井 矢 敏 朗

指定した選挙管理委員会	施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地
総和町選挙管理委員会	総和町生涯学習センター	猿島郡総和町大字前林1953番地 1
総和町選挙管理委員会	総和町立ユースセンター総和	猿島郡総和町大字上辺見2369番地
古河市選挙管理委員会	古河リバーサイド倶楽部アリーナ	古河市西町10番 1 号

(人 事 委 員 会)

茨城県人事委員会告示第 4 号

平成11年茨城県人事委員会告示第 2 号で告示した労働基準法別表第 1 に規定する号別区分の一部を次のように改正

し、平成12年 4 月 1 日から適用する。

平成12年 5 月25日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

「茨城労働基準局長」を「茨城労働局長」に改める。

別表知事の項第 7 号中「畜産試験場、養豚試験場、養鶏試験場」を「畜産センター（養鶏研究室、肉用牛研究所、養豚研究所を除く。）、畜産センター養鶏研究室、畜産センター肉用牛研究所、畜産センター養豚研究所」に改め、同項13号中「若葉寮、児童相談所」を削り、「長生園」の次に「福祉相談センター（保護課に限る。）」を加え、同項労働基準法別表第 1 に含まれない官公署中「婦人相談所、知的障害者更生相談所、女性就業サービスセンター」を削り、「福祉相談センター」の次に「（保護課を除く。）、児童相談所」を加える。

~~~~~  
(大規模小売店舗審議会)

茨城県大規模小売店舗審議会告示第30号

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則第 9 条の規定により次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「( 1 ) 氏名又は名称及び住所 ( 2 ) 事業者にあつては、その事業の種類 ( 3 ) 略歴（法人及び団体にあつては事業の沿革）( 4 ) 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から 2 週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業流通課内）に到着するように提出してください。

平成12年 5 月25日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 宇 野 秀

- |                           |                                 |
|---------------------------|---------------------------------|
| 1 届 出 者 の 氏 名 又 は 名 称     | 株式会社 セイミヤ                       |
| 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地      | セイミヤ 延方店<br>行方郡潮来町大字延方甲1365番地 外 |
| 3 現 在 の 店 舗 面 積           | 1,100㎡                          |
| 4 増 加 し よ う と す る 店 舗 面 積 | 410㎡                            |
| 5 店 舗 面 積 を 増 加 す る 日     | 平成12年12月20日                     |
- ~~~~~

茨城県大規模小売店舗審議会告示第31号

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則第 9 条の規定により次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「( 1 ) 氏名又は名称及び住所 ( 2 ) 事業者にあつては、その事業の種類 ( 3 ) 略歴（法人及び団体にあつては事業の沿革）( 4 ) 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から 2 週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業流通課内）に到着するように提出してください。

平成12年 5 月25日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 宇 野 秀

- |                       |                                 |
|-----------------------|---------------------------------|
| 1 届 出 者 の 氏 名 又 は 名 称 | 有限会社 本郷書店                       |
| 2 届 出 者 の 住 所         | 千葉県佐原市佐原イ606番地                  |
| 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地  | セイミヤ 延方店<br>行方郡潮来町大字延方甲1365番地 外 |

- 4 開 店 日 平成12年12月20日  
 5 店 舗 面 積 420m<sup>2</sup>  
 6 主として販売する物品の種類 書籍 文具類

~~~~~

茨城県大規模小売店舗審議会告示第32号

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則第9条の規定により次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1) 氏名又は名称及び住所 (2) 事業者にあつては、その事業の種類 (3) 略歴 (法人及び団体にあつては事業の沿革) (4) 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局 (茨城県商工労働部商業流通課内) に到着するように提出してください。

平成12年 5 月25日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 宇 野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社くすりのマルト
 2 届出者の住所 福島県いわき市錦町重殿25番地
 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) 上の内ショッピングセンター
 日立市成沢町2丁目3番1号 外13筆
 4 開 店 日 平成12年11月1日
 5 店 舗 面 積 723m²
 6 主として販売する物品の種類 一般医薬品 等

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社キタムラ
 2 届出者の住所 高知県高知市本町4丁目1番6号
 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) 上の内ショッピングセンター
 日立市成沢町2丁目3番1号 外13筆
 4 開 店 日 平成12年11月1日
 5 店 舗 面 積 129m²
 6 主として販売する物品の種類 カメラ等

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社ファーストリテイリング
 2 届出者の住所 山口県山口市大字佐山717番地
 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) 上の内ショッピングセンター
 日立市成沢町2丁目3番1号 外13筆
 4 開 店 日 平成12年11月1日
 5 店 舗 面 積 383m²
 6 主として販売する物品の種類 カジュアル衣料品

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社サンユーストアー
 2 届出者の住所 北茨城市磯原町1 - 127
 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) 上の内ショッピングプラザ

日立市成沢町 2 丁目 3 番 1 号 外13筆
4 開 店 日 平成12年11月 1 日
5 店 舗 面 積 399m²
6 主として販売する物品の種類 清酒 等

1 届 出 者 の 氏 名 又 は 名 称 株式会社イエローハット
2 届 出 者 の 住 所 東京都大田区北千束 2 - 26 - 11
3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) 上の内ショッピングセンター
日立市成沢町 2 丁目 3 番 1 号 外13筆
4 開 店 日 平成12年11月 1 日
5 店 舗 面 積 723m²
6 主として販売する物品の種類 タイヤ, アルミホイール 等

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第 7 号) 第10条第 1 項の規定に基づき, 特定非営利活動法人の設立の認証申請について, 次のとおり申請があったので, 同条第 2 項の規定により公告する。

なお, 当該申請に係る同条第 1 項第 1 号, 第 2 号イ, 第 5 号, 第10号及び第11号に掲げる書類は, 平成12年 7 月11日まで, 茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室 (水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎) において公衆の縦覧に供する。

平成12年 5 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 申請のあった年月日
平成12年 5 月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 地球環境を守る会
- 3 代表者の氏名
栗 原 實
- 4 主たる事務所の所在地
茨城県つくば市大字上横場1915番地 1
- 5 定款に記載された目的

この法人は, 日本及び世界中の人々に対して, かけがえのないこの地球の, 人と自然のあるべき真の姿を探求し, 福祉の増進, 環境の保全, 子どもの健全育成など国際的視野をもった実践活動を通して, 人間環境, 自然環境を守り育み, 人類の平和と発展に寄与することを目的とする。

● 平成12年度砂利採取業務主任者試験

砂利採取法 (昭和43年法律第73号) 第15条の規定に基づく知事が行う砂利採取業務主任者試験については, 砂利採取業者の登録等に関する規則 (昭和43年通商産業省令第80号) 第 8 条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成12年 5 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 試験日及び試験時間

平成12年 7 月31日 (月) 午前10時から午後12時まで

2 試験場所

水戸市柵町 1 丁目 3 番 1 号

茨城県水戸合同庁舎 2 階大会議室

(都合により試験場所を変更したときは、受験者に通知する。)

3 試験科目

(1) 法令 砂利の採取に関する関係法令

(2) 技術 砂利の採取に関する技術的事項 (基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

4 受験手続き

(1) 提出書類

ア 受験願書

所定の様式 (砂利採取業者の登録等に関する規則 (昭和43年通商産業省令第80号) 様式第 9) を使用すること。

イ 履 歴 書

所定の様式 (砂利採取業者の登録等に関する規則様式第10) を使用すること。

ウ 写 真

写真 (縦3.5cm, 横2.5cm) は、受験願書提出前 6 月以内に撮影した脱帽、正面向上半身像を 2 枚用意し、裏面に氏名、年齢、撮影年月日を記載して 1 枚提出すること。

もう 1 枚は受験票に貼付して、当日持参すること。

エ 住民票 (受験願書提出前 3 月以内に発行されたもの)

(2) 受験手数料

受験願書提出と同時に茨城県収入証紙をもって8,000円納付すること。

5 受験願書受付期間及び受付時間

(1) 受付期間 平成12年 6 月19日 (月) から30日 (金) まで (ただし、土・日曜日を除く。)

(2) 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで

郵送の場合は、「書留便」とし、封書の表に「砂利採取業務主任者試験願書在中」と朱書して、上記期間内に必着するように発送すること。

6 受験願書の提出先

最寄りの地方総合事務所 (日立商工分室を含む。)

なお、地方総合事務所の所在地等は次のとおり。

(1) 水戸市柵町 1 丁目 3 番 1 号

茨城県県北地方総合事務所 商工労政課 電話 029 - 225 - 2491

(2) 日立市幸町 1 丁目21番 2 号 (日立商工会議所会館内)

茨城県県北地方総合事務所 日立商工分室 電話 0294 - 21 - 6711

(3) 鹿島郡鉾田町大字鉾田1367 - 3

茨城県鹿行地方総合事務所 商工労政課 電話 0291 - 33 - 4111

(4) 土浦市真鍋 5 丁目17番26号

茨城県県南地方総合事務所 商工労政課 電話 0298 - 22 - 8511

(5) 下館市二木成615

茨城県県西地方総合事務所 商工労政課 電話 0296 - 24 - 2211

7 受験願書の請求

受験願書等の用紙は、各地方総合事務所及び茨城県商工労働部工業技術課に請求すること。ただし、郵送を希望する場合は、80円切手を貼った返信用封筒を同封し請求すること。

8 受験票の発送

受験票は、受験番号が決定され次第、受験者の住所地に郵送する。

試験当日は、当該受験票に受験手続きの際提出した写真と同じものを貼付して、必ず持参すること。

9 合格発表

合格発表は合格者に通知して行うほか、8月10日(木)に合格者名簿を願書提出先である各地方総合事務所商工労政課(日立商工分室を含む。)及び商工労働部工業技術課に掲示する。

なお、合格証は工業技術課から合格者の住所地に郵送する。

様式第 9

収 入 証 紙
貼 付 け 欄
消 印 を し な
い こ と

受 験 願 書

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日
× 試 験 の 結 果	

平成 年 月 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

氏 名 ㊟

砂利採取業務主任者試験を受けたいので、砂利採取業者の登録等に関する規則第10条の規定により申請します。

住 所	
氏 名 及 び 生 年 月 日	

(参考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。

様式第10

履 歴 書

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
学 歴	
職 歴	
賞 罰	

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

氏 名



- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 職歴は、砂利採取業に関するものを特に詳細に記載すること。

● 基幹道路の整備事業の一部完了

過疎地域活性化特別措置法（平成 2 年法律第15号）第14条第 1 項の規定により基幹道路の整備事業を次のとおり完了した。

平成12年 5 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

路 線 名	工 事 区 間	工事の種類	工事完了の日
太子町道 3313号線	久慈郡太子町大字池田字山ノ神854 - 2 から 久慈郡太子町大字池田字一ツ長1000 - 3 まで	道路改築	平成12年 3 月27日

~~~~~

正 誤

平成12年 5 月11日付け茨城県報第1158号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行  | 誤   | 正   |
|-----|----|-----|-----|
| 2   | 10 | 宮城県 | 宮崎県 |

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）  
（休日の場合は繰下発行）（金 3, 0 6 0 円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨 城 県 水 戸 市 笠 原 町 978 番 6

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)